

図書館の新しいあり方（案）に係る意見交換会等の実施結果

1. 意見交換会の概要

開催日時	平成21年8月22日（土）10時から12時15分
会場	中央図書館地下2階セミナールーム
区民の参加人数	10人
区側出席者	中央図書館長、中央図書館各担当主査等8人
配布資料	図書館の新しいあり方（案） 「新しい中野をつくる10か年計画（第2次）」素案（第3章より図書館部分のみ抜粋）

2. 文書等により寄せられた意見の件数

意見提出方法	提出人数(団体を含む)	提出意見延べ件数
メール・FAX・郵送等	4人	9件

（意見募集期間：平成21年7月24日（金）から8月29日（土）まで）

3. 意見交換会における主な質問・意見及び回答一覧

(1) 新たな管理運営体制について

No.	意見・質問等	教育委員会の回答・見解等
1	司書や責任者については、経験年数など要求水準を設けるなどにより、しっかりと見極めてほしい。	司書については、当然、一定レベルの水準を維持していきます。また、各館の個性（専門性）づくりにおいては、その個性に合った専門家を配置し、課題解決支援図書館としての役割をしっかりと果たせるようにしていきます。
2	3年や5年で事業者が替わってしまう指定管理者制度の下では、図書館の専門性の確保・向上（司書の育成など）が図れないのではないか。	むしろ、委託や指定管理者制度による方が、司書等の資格を有し図書館で働きたいという人材に就労の機会が与えられ、専門性を持った人材の確保が図れるという側面があります。
3	指定管理者制度導入には不安がある。 専門性の向上や、各館の個性づくりなどは、コスト削減の中で本当に実現できるのか。	指定管理者制度の導入は、単にコストを下げることを目的とするものではなく、最少の経費で最大の効果をあげ、サービス向上を図っていくための有効な手段であると考えます。
4	現在の業務委託方式から指定管理者制度導入に替えることのメリットは何か。	指定管理者制度では、事業者によるマネジメント（自主的な事業展開）が可能となり、さまざまなサービス向上につながるということが最大のメリットです。

5	<p>図書館への指定管理者制度導入については、制度のしくみ上、そぐわないとの見解等が多い。導入しないと決めている自治体もあるので、慎重に検討してほしい。</p> <p>指定管理者による運営の下で、ここに示されている図書館の理念や各種の取組みがしっかりと継承されていくのか。</p>	<p>指定管理者の選定にあたっては、当然、図書館のめざす理念を理解した相手と協定を結びます。また、3年または5年の指定期間ごとに、その間、指定管理者がどのような創意工夫を行い、どのような効果が得られたかを検証します。</p> <p>コストを下げることを目的としたものではありません。最少の経費で最大の効果をあげるために、先行自治体の状況も踏まえ、実施に向けた取り組みをしていきます。</p>
---	--	---

(2) 今後の取り組みについて

No.	意見・質問等	教育委員会の回答・見解等
1	<p>地域図書館の個性づくりのメリットは何か。専門に特化した図書館があっても、遠くの地域図書館まで行って利用するだろうか。</p>	<p>地域図書館の個性づくりは、あくまでも基本図書揃えた上で、それに加えて、各館ごとに個性(専門性)を持った図書を一定規模整備するものあり、特定の専門図書だけを揃えるものではありません。</p>
2	<p>地域開放型図書館の整備については、どのような内容・どのような運営体制で実施するのか。</p>	<p>地域開放型図書館は、学校再編やキッズプラザの整備などに併せて整備していきます。</p> <p>学校図書館は、その児童生徒のために設置しているものであり、一般の方への開放は、放課後や休日等が中心になります。また、主な利用対象としては、乳幼児親子などを想定しており、そのために必要な図書は、ある程度準備する予定です。</p> <p>また、その運営にあたっては、現在、学校図書館に置いている学校図書館指導員とは別に、図書館から職員を派遣することを考えています。同時に、地域のボランティアの方にも協力していただき、学校での本の読み聞かせなども実施していきたいと考えています。</p>
3	<p>地域センターなどサービスポイントの拡大や、有料宅配サービスを実施するにあたっては、資料の運搬経費が増加するが、その費用負担は誰がするのか。</p>	<p>現在、区立図書館相互間の資料の運搬業務は、図書館が専門業者に委託して行っています。地域センターなど区の施設への運搬は、これと同様に行うことを考えています。効率的な運搬ルートを考えるなど、経費を精査しながら実施していきます。</p> <p>また、有料宅配サービスについては、利用者個人宅への配送サービスとなりますので、これについては利用者の自己負担をお願いします。</p>
4	<p>指定管理者制度導入に向けた基盤整備の内容を示してほしい。</p>	<p>資料1の下に示している事項になります。特に、システムや機械化等の物理的なものの整備は、区の役割であり、しっかりと取り組んでいきたいと考えています。</p>

5	地域センターでは、そこに置いている蔵書の充実を図ることや、司書資格者を配置することも必要ではないか。	地域センターの図書整備は、それぞれの地域センターが主体となり、地域の方々の協力も得ながら取り組んでいます。図書館として、そこに司書を配置すること等は考えておりません。 図書館では、「利用者が図書館資料をインターネット予約し、ご自宅近くの地域図書館で受け取る」という利用形態が大幅に増加していることから、より利便性を高めるため、地域センター等の区有施設をサービスポイントとして活用していただけるようにしたいと考えています。
6	地域センターでの図書館資料の貸出・返却は、今後、区職員が不在となる中で実施できるのか。	地域センターについては、今後、区民活動センターとして委託する業務内容を整理する方向ですが、その委託業務の中に、図書館資料の貸出・返却業務を盛り込むことを考えており、実施に向け、所管である区民生活部との調整を図っていきます。
7	インターネットサービスについては、高齢者にもわかりやすく、かつ使いやすいように改善していただきたい。例えば、本の概要を見られるようにするなど。	図書館システムのリプレースや機能改善と併せて、工夫を図っていきます。
8	地域図書館については、標準規模が示されているが、現在、この基準を満たしていない館について、今後、どのように整備していくのか。 また、このような規模に整備されるのであれば大変ありがたいが、たとえ規模が小さくても、地域図書館が身近にあることがとても大切である。	地域図書館については、今回示した、10か年計画素案の中では、具体的な整理計画としては入っていませんが、見直しと充実を図っていくとしており、地域図書館の整備については今後も検討を続けていきます。

(3) その他

No.	意見・質問等	教育委員会の回答・見解等
1	学校図書館の資料が古いので、整備してほしい。	国の図書整備基準を充たすよう、順次整備を進め、新しい図書資料の充実に努めています。
2	区政資料コーナーの縮小に伴い、区議会資料など区政情報を図書館で迅速かつ的確に閲覧できるようにしてほしい。	区政資料コーナーの転換時には、多少の混乱もあり十分な対応ができない場面もありました。迅速に対応できるよう努めていきます。

注) 「意見・質問等」は要旨を整理している。また、区分整理の関係から一人の発言を切り分けている場合がある。

4. 文書等により寄せられた意見一覧

(1) 今後の取り組みについて

No.	意見の要旨	教育委員会の回答・見解等
1	<p>多くの区民に親しまれ利用される地域図書館に。</p> <p>建替えが必要になる地域図書館や、蔵書・設備の整備指針について言及されていることは結構かと思いますが、本に親しんでもらうイベント実施(幼児向け読書会以外に)や地域団体への働きかけなど、地域館員がもっと外に出てプロモーションするようなソフト面の展開を含めていただきたい。</p> <p>地域の各種同好会、町会、商店会、子どもクラブ、シニアクラブ、法人会などへ顔をだし、＜課題解決支援型図書館＞の実績を積み重ねていく必要があります。</p>	<p>図書館では、来館される方へのサービスだけでなく、区民への読書活動の啓発や、課題解決支援に向けた取り組みも重要と考えています。このため、中野区子ども読書活動推進計画に基づき、地域のボランティア団体や商店街との共催事業の実施など、地道な取り組みを推進するとともに、大人向けの事業として、中野区ゆかりの著作者や区民の関心のあるテーマでの講習会・展示会、図書館活用講座などを実施しています。今後も積極的に地域での取り組みを拡大し、区民に親しまれ利用される地域図書館をめざしていきます。</p>
2	<p>図書館資料として欠かせない視聴覚資料について計画的な所蔵を図るべき。</p> <p>中野区は、23 区図書館のなかで、視聴覚資料を新規所蔵しない唯一の区となっておりこの問題点への言及がない。とくにヤング層誘引には欠かせない資料となっており、区民利用が拡がらない大きな要因の一つとなる。</p>	<p>視聴覚資料については、学校・生涯学習用の教材用DVDなどの整備は必要と考えています。しかし、音楽CDなど娯楽用のものについては、民間等によるサービスが充実していることや、厳しい財政状況の下で、まず図書資料の充実を図ることを優先するなどの理由により、収集しない方針です。</p> <p>「ヤング層誘引」という点では、中野区子ども読書活動推進計画に基づく地道な取り組みを通して幼少時から読書習慣を身に付けてもらうことや、中学生向けブックトーク事業の実施、さらには図書館の個性ある蔵書構成づくりの中で、中高生の健全育成支援情報の充実を図るなどにより、ヤング層の図書館利用拡大につなげていきたいと考えています。</p>

3	<p>「どこでも図書館」の案は、図書館はただの貸本屋の批判を招きかねない。とりあえず、目先の対策にしかすぎず、地域センターを貸出・返却の窓口にする案は、今後、地域センターが区民活動センターになり、職員を減らす構想の中で、業務を増やすことには無理があり、地域センターとの連携・確認もない上での「どこでも」案には反対である。</p> <p>また、上鷲宮地域センターには、センターと住民の協力により、乳幼児への読書の働きかけや地域に密着した身近な図書コーナーがあり、わずかな経費で図書管理・維持している。このような所へ、新刊購入やコーナー充実のための予算、助成が望まれる。</p>	<p>図書館では、「利用者が図書館資料をインターネット予約し、ご自宅近くの地域図書館で受け取る」という利用形態が大幅に増加していることから、より利便性を高めるため、地域センター等の区有施設をサービスポイントとして活用していただけるようにしたいと考えています。</p> <p>また、地域センターについては、今後、区民活動センターとして委託する業務内容を整理する方向ですが、その委託業務の中に、図書館資料の貸出・返却業務を盛り込むことを考えており、実施に向け、所管である区民生活部との調整を図っていきます。</p>
4	<p>老朽化も激しく、利便性の悪い現在の地域図書館を考えると、図書館の新設についても考えていくべきである。住民の知識をバックアップし、文化を支えるために本当に必要性の高い図書館が新設できるよう区の予算が組まれるよう働きかける必要がある。</p>	<p>地域図書館については、今回示した、10か年計画素案の中では、具体的な整理計画としては入っていませんが、見直しと充実を図っていくとしており、地域図書館の整備については今後も検討を続けていきます。</p>
5	<p>地域開放型図書館については、本来の学校教育の情報拠点としての機能を考えた時、蔵書構成、管理のための人員配置、安全管理等の上でも問題が多い。</p> <p>学校図書館については、学校図書館指導員の雇用条件の確立、レベルアップ、連携拠点としての中央図書館の役割を充実させ、学校に設置されているパソコンの各図書館とのオンラインデータベースについての環境を整えるべきである。</p>	<p>地域開放型図書館は、学校再編やキッズプラザの整備などに併せて整備していきます。</p> <p>学校図書館は、その児童生徒のために設置しているものであり、一般の方への開放は、放課後や休日等が中心になります。また、主な利用対象としては、乳幼児親子などを想定しており、そのために必要な図書は、ある程度準備する予定です。</p> <p>また、その運営にあたっては、現在、学校図書館に置いている学校図書館指導員とは別に、図書館から職員を派遣することを考えています。</p> <p>なお、学校図書館指導員については、図書館との合同研修なども実施しています。学校に設置しているパソコンから図書館ホームページにアクセスし、図書の検索や予約もできます。</p>

(2) 新たな管理運営体制について

No.	意見の要旨	教育委員会の回答・見解等
1	<p>指定管理者制度導入の考え方についての説明不足、同時に、安易な移行に反対する。</p> <p>〈さらなる図書館サービスの向上、管理運営の簡素効率化〉だけしか狙いが説明されておらず、これらは何も指定管理者でなくとも達成可能である。本年6月の「第9期運営協議会提言」に記されている〈…業務委託等の手段を経費削減の道具とすることへの危険性の認識〉が踏まえられていないし、問題となる個人情報保護対策や、活発化すべきとしているボランティア活動が民間運営企業と協働可能かの検証も明らかにされていない。</p> <p>さらに、利潤が前提の民間運営会社では、質の高いサービスを行えば行うほどコストがかかり収益を低下させてしまい、なるべく人員を減らしサービスも縮小すればするだけ利潤が上がる…という仕組みが公共図書館になじむとは考えられない。また3年なり5年で指定管理者契約が終了したのでは、安定的で継続性のあるサービスは期待できなくなり、加えて、区役所に図書館のことが分かる人材が育たず、将来の展開すら構想できなくなる恐れもある。</p>	<p>指定管理者制度導入は、単にコストの削減だけを目的とするものではなく、最少の経費で最大の効果をあげるためのものであり、そのことにより、開館日の拡大や開館時間の延長、各館の個性づくりと高い専門性の確保など、さらなる図書館サービスの向上を図ることを前提とするものです。</p> <p>指定管理者の選定にあたっては、当然、図書館のめざす理念を理解した相手と協定を結びます。また、3年または5年の指定期間ごとに、その間、指定管理者がどのような創意工夫を行い、どのような効果が得られたかを検証します。</p> <p>むしろ、委託や指定管理者制度による方が、司書等の資格を有し図書館で働きたいという人材に就労の機会が与えられ、専門性を持った人材の確保が図れるという側面があります。</p>
2	<p>指定管理者制度の導入には大反対。総務省では、その弊害があまりにも顕著であるがため、特に図書館は指定管理者になじまないと言っている。また、衆参の文教委員会では、図書館の指定管理者制度について議論を行い、指定管理者制度の弊害についての付帯決議を全会一致で確認している。指定管理者では、仕事の継続性がなくなり、図書館の将来が危ういものになってしまう。</p> <p>指定管理者はもとより図書館の委託化は、いま大問題となっているワーキングプアを作り出すものです。本来、図書館は行政が責任を持って直営でやるべきものです。図書館は利用者のプライバシーに深く関わる場所です。これを業者にまかせるなどをもってのほかの図書館政策です。中野区には冷静に図書館政策を練り、指定管理者制度の導入を止めてほしいと思います。</p>	<p>同上</p>

3	<p>2008年6月に文部科学大臣が国会で「公立図書館への指定管理者導入は、長期的視野に立った運営、後継者の育成などの点でなじまない」と答弁し、この制度の弊害が叫ばれている中、なぜ導入の方向なのか疑問である。複数の事業者で力量や内容の違いで地域により格差が生まれ、民間企業同志では競争原理によりネットワークもノウハウの共有も望めない。また、実際に指定管理者に支払われる人件費を考えると、直営の専門の司書を1人置く方が安くなるという結果も出ている。</p> <p>目先のサービスばかりに目を向け、資料中心主義に陥っている現在の図書館でなく、地域館でも十分な閲覧スペースや学習スペースがあり、きちんとしたレファレンスができる専任専門の司書が窓口にいる図書館ができることを望む。</p>	同上
4	<p>区立図書館を指定管理者制度にすることには不安がある。図書館の役目は利用者の知る権利を守ることだと思っている。</p> <p>また、司書資格を持っている人の就職先としての指定管理者というのは、ねじれているように思う。23区も本来は司書職で採用すべきところ、マネジメントも含めた図書館経営移行は、状態を複雑にするのではないかと。特に、司書で雇用された方の様子が見えにくくなってしまふ恐れがある。</p> <p>さらに、IT社会になったからこそ、それを使う人は研鑽を続ける必要があると考える。そのために図書館、所管行政担当の方は、そこで働く人間を育てる姿勢を持ち続けてください。</p>	<p>同上。</p> <p>なお、区では司書職としての職員採用は行っていませんが、図書館行政を担当する職員の育成・研鑽はしっかりと行っていきます。</p>

注) 意見は要旨を整理している。また、区分整理の関係から一人の発言を切り分けている場合がある。